

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法
律に基づく意見書の交付に関する要綱

令和 5 年 1 0 月 1 0 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号）第 3 6 条第 2 項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 1 1 号）第 5 6 条第 2 項の規定に基づく消防長が作成する意見書（以下「意見書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(意見書の交付の申請)

第 2 条 液化石油ガスの貯蔵施設又は特定供給設備（以下「貯蔵施設等」という。）の設置又は変更の許可に対して意見書の交付を受けようとする者は、意見書交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、消防長に申請するものとする。

- (1) 貯蔵施設等設置許可申請書の写し又は貯蔵施設等変更許可申請書の写し
- (2) 貯蔵施設等の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面
- (3) おおむね次に掲げる事項について定めた防火管理の計画書
 - ア 防火管理の組織に関すること。
 - イ 自主検査に関すること。
 - ウ 液化石油ガスの貯蔵及び取扱いに関すること。
 - エ 災害時の応急措置に関すること。
 - オ 防火教育に関すること。

2 意見書交付申請書の提出部数は、2 部とする。

(意見書の交付)

第 3 条 消防長は、前条の規定により申請があった場合は、次に掲げる事項を審査し、防府市火災予防事務処理規程（平成 2 6 年消防本部訓令第 1 号）第 3 3 条第 2 項に規定する意見書を交付するものと

する。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号）に定める消防用設備等の規定に関する事項

(2) 防府市火災予防条例（昭和37年条例第12号）の規定に関する事項

(3) その他火災予防に関する事項

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月13日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

(宛先) 防府市消防長

申請者

名 称

氏 名

住 所

意見書交付申請書

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第 36 条第 2 項又は同法施行規則第 56 条第 2 項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請いたします。